

様式第四(第四条第一項第二号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定による  
適合しない旨の通知書

第 号

年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に  
係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しまし  
たので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内  
に審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以  
内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。  
また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する  
裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に を被告として(訴訟に  
おいて を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提  
起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か  
月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する  
ことができなくなります。)。

記

(理由)